

千の葉の芸術祭 実施計画書 Ver.1 概要版

1.開催する背景と目的

千葉市は令和3年に市制100周年を迎えたことに伴い、市の価値等をいかに未来へ継承し発展させていくかを考え行動する機会となるような取り組みを進めている。

このような背景のもと、文化プログラムである千の葉の芸術祭を通して本市の魅力ある文化力を広く発信することで、市民に改めて市の魅力を再認識してもらうとともに、文化芸術活動を日常的な取組へと広げることで市の文化の発展に寄与することを目的に、本芸術祭を開催することとした。

| | |
|----------------|--|
| 開催目的 (レガシー) | 市制100周年を迎えたことを契機に、本市の「自然や歴史に根差した固有の文化力」と「技術の進展によって生まれた新しい文化力」を市民が再認識できる。 |
| | 「文化芸術の間口を広く、敷居を無くし、日常的な活動へと広げる取組」の機会を創出する。 |

2.主催

千の葉の芸術祭実行委員会（構成団体：千葉市、公益財団法人 千葉市文化振興財団、公益財団法人 千葉市教育振興財団、公益社団法人 千葉市観光協会、千葉市文化連盟、千葉市メディア芸術振興事業実行委員会）が主催。

また、実行委員会が総合ディレクター、ディレクター、アートディレクターを選任し、全体のディレクションや専門分野のディレクション等をお願いしている。

千の葉の芸術祭実行委員会

選任

| | |
|---------------|---------------------------|
| 総合ディレクター | 千葉大学 教育学部 芸術学研究室 准教授 神野真吾 |
| ディレクター | 日本写真史研究家 栗生田 弓 |
| アート ディレクター | グラフィックデザイナー おおうち おさむ |

3.芸術祭の概要

| | |
|-------------------|--|
| 写真芸術展 | 第一線で活躍するアーティスト（12名予定）が、市の資源（地域資源や人的資源など）を被写体に、メッセージ性の高い写真作品を制作し、展示することにより、多様な資源を持つ市の魅力を広く発信する。 |
| 体験・創造 ワークショップ | 本市で実施してきた体験・創造ワークショップ「ななめな学校」を活用し、これまで主な対象者としていた小学生のみならず、大人も対象に開催する。 （4講座×5回） |
| 伝統文化と 新しい文化の発信 | 見浜園で、市民や本市への来訪者を対象に、8月6日・7日の日中は伝統文化（市文化団体：2団体）の体験鑑賞会を、また、期間中の夜は光を使ったインスタレーション等のイベントを開催する。 |

4.開催期間と概要

令和3年7月24日（土）から9月12日（日）までを、「千の葉の芸術祭本イベント期間」とする。

| | | |
|--------------|-----------------------------|--|
| 芸術祭 期間と概要 | ななめな学校 連続ワークショップ シリーズ | 開催日：令和3年6月初旬から順次開催（4月中旬から募集開始） 場所：千葉市生涯学習センター など 概要：こども向けと大人向け合わせて4講座開催予定（1講座につき5回連続して開催）。令和3年8月～9月に講座内で制作した作品を発表する。 |
| | 伝統文化と 新しい文化の発信 | 場所：日本庭園「見浜園」（県立幕張海浜公園） ・伝統文化の発信 開催日：令和3年8月6日（金）～7日（土） 午前・午後1回づつ開催予定 概要：本市の文化芸術の担い手である千葉市文化連盟による伝統文化の体験会や鑑賞会を開催する。 ・新しい文化の発信 開催日：令和3年7月24日（土）～8月8日（日） 18時～21時 予定 概要：光を使ったインスタレーションや回遊式のエキシビションなど展開する。 |
| | 写真芸術展 | 開催日：令和3年8月21日（土）～9月12日（日） 概要：文化施設等を会場に、第一線で活躍するアーティストによる写真作品を展示する。デザイン性の高い展示会場を設営することで、各施設の新たな一面も体感してもらう。 会場：【中央区エリア】千葉市美術館、千葉公園（好日亭、蓮華亭）ほか 【稲毛区エリア】千葉市民ギャラリー・いなげ、旧神谷伝兵衛稲毛別荘ほか |

6.広報について

公式ホームページ開設やSNSの活用、無料ガイドブックの配布などを実施する。

また、京成連節バスや千葉都市モノレール車両に、千の葉の芸術祭のロゴをデザインしたラッピングを行う。

7.観覧料等について

①写真芸術展：観覧料無料。

②体験創造ワークショップ：事前申し込みの上、参加費を徴収。

③伝統文化と新しい文化の発信：観覧料無料。（伝統文化の体験鑑賞会は参加費について調整中）

8.輸送交通について

無料ガイドブックや公式ホームページなどで適切な情報発信を図る。

9.実施計画書の公表

今後、必要に応じて内容を更新し、公表する。（次回の公表時期は未定）